

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 8 号	平成 2 9 年 5 月 3 0 日 受 理
件 名	「組織犯罪処罰法改正案」（共謀罪）に反対の意見書を国に提出するよう求める陳情
陳 情 者	秦野市栄町 8 - 2 代表者 古尾谷 一宏 ほか 4 5 名
陳 情 の 要 旨	
<p>安倍政権は平成 2 9 年 5 月 2 3 日衆議院本会議において「組織犯罪処罰法改正案」を強行採決し、参議院に送りました。この改正案は、以下のよう に市民生活を破壊しかねない非常に危険なもので、国際連合の特別報告 者からも人権の制限のおそれがあるとの書簡が安倍総理に届けられました。 このままでは、戦前のように国際社会からかけ離れた危険な国として、 世界の孤児になりかねません。</p> <p>1 近代刑法は、犯罪が生じた場合に、その犯罪行為を処罰することが原則 ですが、「共謀罪」は犯罪が起きる前の「計画」を処罰するものです。政府は 繰り返し「一般市民」には関係ないとの説明をしていますが、捜査段階では 「組織的犯罪集団」かどうかを見分けるために、日常的にいわれる「一般市民」 に捜査が及ぶことになる懸念があります。そのため、「一般市民」の思想・良心 の自由が侵され、「もしこんなことを考え、表明したら罪に問われるのでは ないか」という疑心暗鬼を生みます。そして、おかしいことにおかしいと声 を挙げづらい社会になってしまいます。</p> <p>2 政府は「共謀罪」について「計画」と「準備行為」があつて犯罪になると 表明していますが、その内容も不明確です。現在すでに 6 0 以上の重大犯罪 については実行前に処罰できる法律があります。法文の別表には重大とは言 えないものも含む 2 7 7 もの犯罪が挙げられており、近代刑法の原則を壊す ものになっています。組織犯罪とは関係なさそうな著作権法、文化財保護法、 市民運動の萎縮に繋がりそうな威力業務妨害等も含まれており、何かに反 対する活動や一般市民運動・労働運動が「組織的犯罪集団」として捜査、摘 発される危険性が指摘されています。</p> <p>3 政府は「組織犯罪処罰法改正」を「国際組織犯罪防止条約の批准に必要」と しています。しかし、国際連合の特別報告者は人権の制限のおそれのある この法案がなくても批准が可能と述べています。また、先進国の中で日本 ほど「テロ」と無縁な国はあるのでしょうか。安倍総理もオリ</p>	

ンピック招致で「世界一安全な国」と言っていました。先日、自爆テロの在ったイギリスには「共謀罪」が存在しますが、それでもテロは防げませんでした。アメリカや欧州の国にならって対テロ戦争に参加する事こそ、日本にテロを呼び込む事につながる可能性があります。

- 4 人権を狭め、市民の思想や内心の捜査を正当化し、表現の萎縮をもたらすと考えられる、この「共謀罪」は戦前の「治安維持法」に似ているという指摘もあります。このような改正案が、まともな国会審議もないまま通ってしまえば、我々個人の幸福の追求や、地方の特色ある自治などが危機に瀕することにもなります。また、運用によっては戦前のように、「戦争反対」という意志を声にすることもできなくなる可能性があります。

そこで、貴議会におかれまして、この「組織犯罪処罰法改正案」を成立させることに反対する意見書を、地方自治法第99条に基づき、国に対して提出していただきたく、市民の連名を持って陳情いたします。

陳情事項

組織犯罪処罰法改正案（共謀罪）に反対する意見書を国へ提出すること。